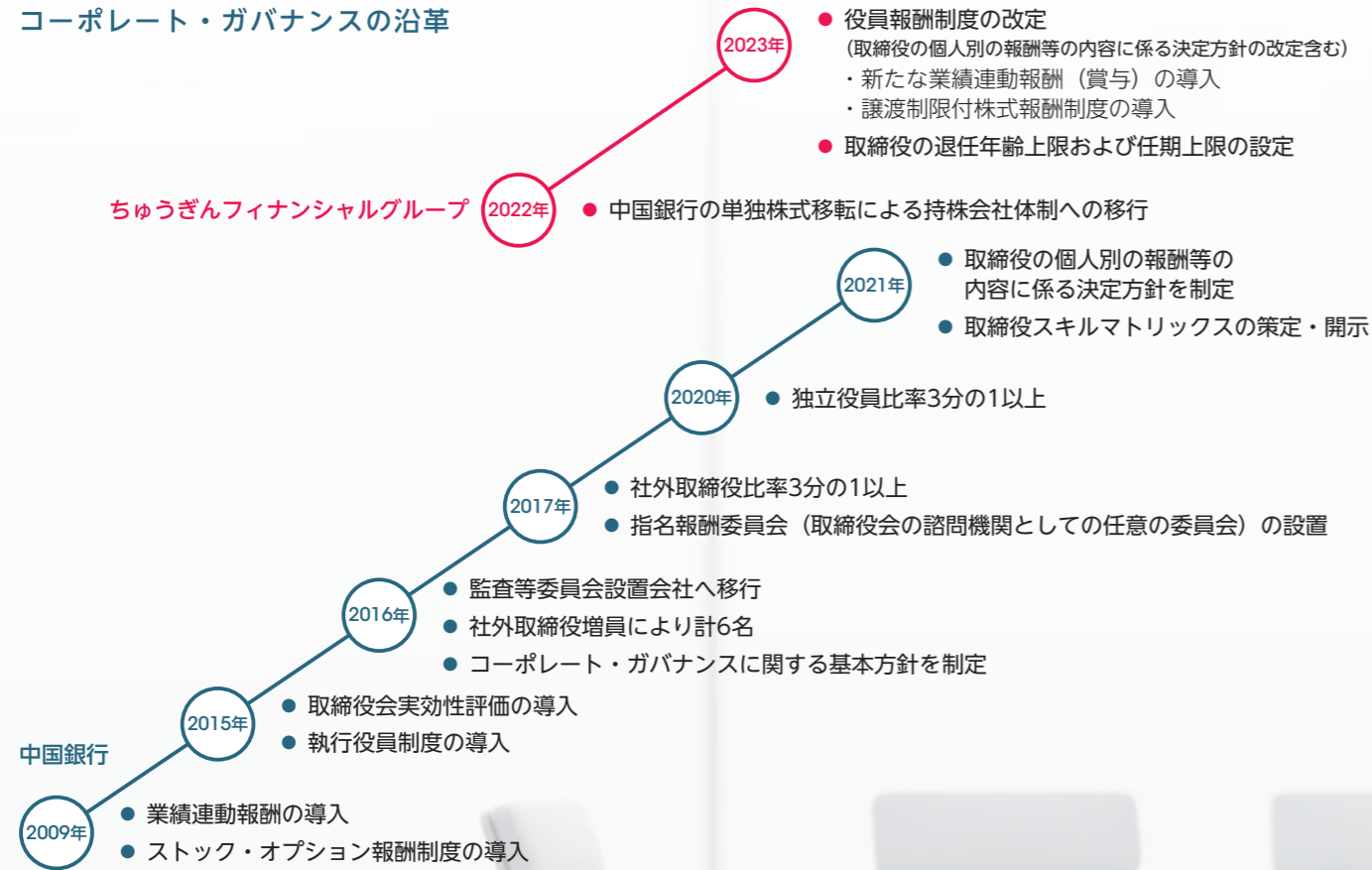


# Governance at a glance

## コーポレート・ガバナンスの沿革

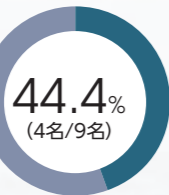


## コーポレート・ガバナンスの特徴

機関設計の形態 **監査等委員会設置会社**      取締役会の諮問機関 **指名報酬委員会（任意の委員会）**

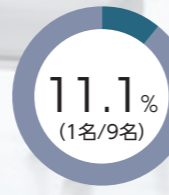
### 取締役会の構成

社外取締役比率



社外取締役 4名  
(うち女性取締役 1名)

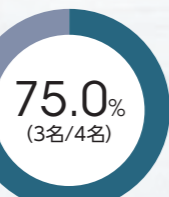
女性取締役比率



女性取締役 1名

### 監査等委員会の構成

社外監査等委員比率



社外取締役 3名  
(うち女性取締役 1名)

### 指名報酬委員会の構成

社外指名報酬委員比率



社外取締役 3名  
(うち女性取締役 1名)

## I 当社のコーポレート・ガバナンス

### 基本的な考え方

当社はグループ経営理念、経営ビジョン等に基づき、株主のみならずははじめ、お客さま、地域社会、従業員等、当社に係るあらゆるステークホルダーの利益を考慮し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取組んでまいります。

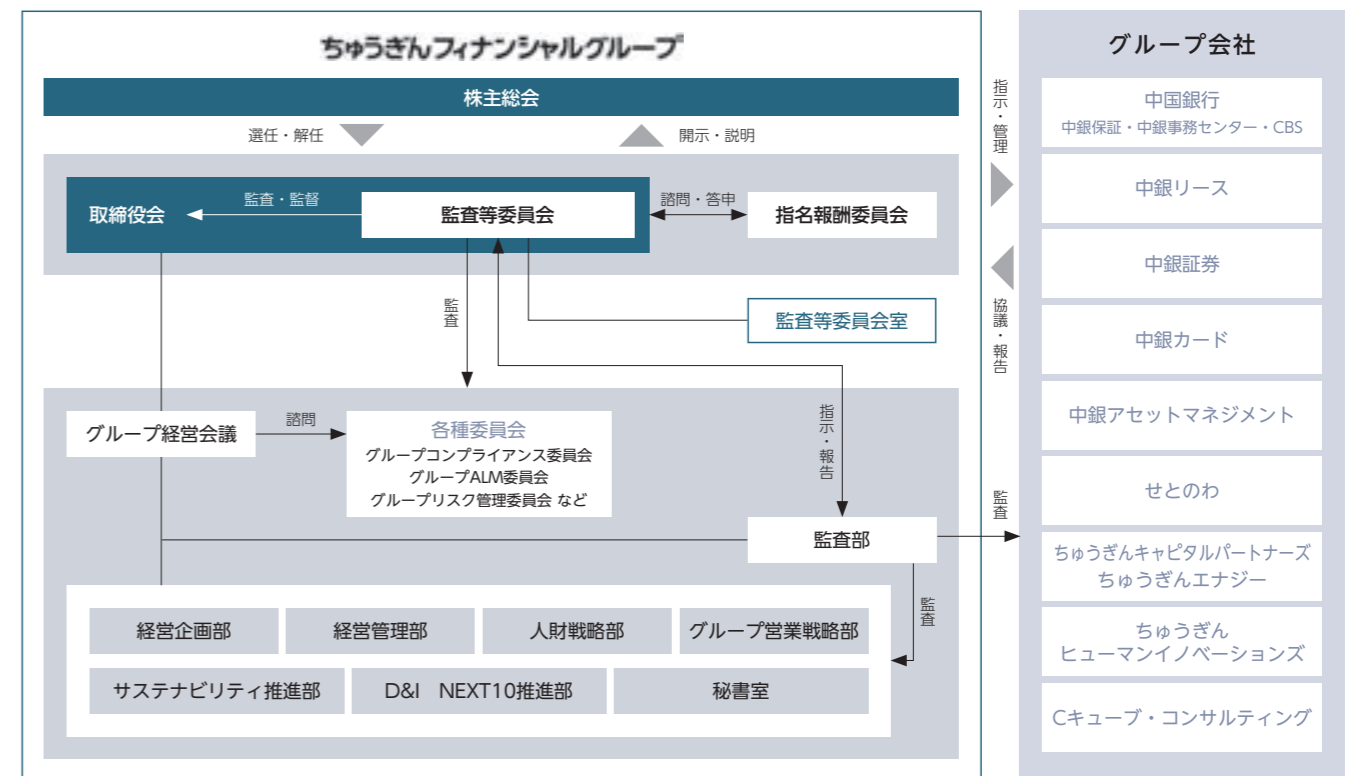
1. 当社は、取締役会・監査等委員会・取締役が株主のみならずに対する受託者責任を自覚し、適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。
2. 取締役会での十分な審議による経営方針および重要な業務執行の決定、業務執行取締役の的確な業務執行とともに、取締役会による監督、監査等委員会による監査、会社法等の法令に基づく「内部統制システム」の適切な整備・運用等により、業務執行の適切性と監査・監督の実効性確保に努めてまいります。
3. 当社は、株主のみならずの権利を尊重し、株主のみならずとの建設的な対話や非財務情報を含む会社情報の積極的な開示等、株主のみならずが権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主のみならずの実質的な平等性の確保に取組んでまいります。

### コーポレート・ガバナンス体制

当社では、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用しています。監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役に取締役会における議決権が付与されることから、取締役会および取締役に對する実効性の高い監査・監督体制を確保しています。また、監査等委員会設置会社は、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会に付議する事項を重要性の高い議案に絞り込み、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実、当社の意思決定の迅速化に繋がっています。

さらに、経営意思決定の機動性を確保するため、社長を含む業務執行取締役4名からなるグループ経営会議を設置し、取締役会から委嘱を受けた事項の審議をおこなっています。適正な企業活動を行うために重要なリスク管理等の項目については、グループ経営会議の諮問機関として各種委員会組織を設置し、機動的に審議をおこなっています。

### コーポレート・ガバナンス体制



## II 機関の概要

### 取締役会

取締役会は、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する責務を負っており、当社グループの目指す姿・経営戦略・経営計画をはじめとした重要な業務執行に関する意思決定、取締役の職務執行の監督等をおこなっています。取締役会は、監査等委員でない取締役5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）により構成されています。

取締役会の構成（2023年6月23日現在）

取締役	取締役 <sup>※</sup>		監査等委員	
	うち社外取締役	うち社外取締役	うち社外取締役	うち社外取締役
9名	4名 (44.4%)	5名	1名	3名

※監査等委員ではない取締役

### 取締役会の取組状況

議長	会長（2022年10月3日より）
構成	社外取締役比率：44.4%
開催回数・平均出席率（2022年10月3日～2023年3月31日）	7回・100.0%

2022年度取締役会の主な議題・決議事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コーポレート・ガバナンス報告書の策定</li> <li>■ グループコンプライアンスプログラムの策定</li> <li>■ 2022年度上半期グループ各社の実績・活動状況</li> <li>■ 株主還元方針の策定</li> <li>■ 自己株式の取得</li> <li>■ 地域エネルギー会社の設立</li> <li>■ 統合的リスク管理の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2022年度下半期業務計画の進捗状況</li> <li>■ 2023年度グループ内部監査計画の策定</li> <li>■ 次期中期経営計画の策定およびマテリアリティの見直し</li> <li>■ 2023年度業務計画の策定</li> <li>■ グループ企業行動規範の改定</li> <li>■ 2022年度取締役会実効性評価の実施</li> </ul>

### 監査等委員会

監査等委員会の過半数は社外監査等委員で構成され、2023年6月23日現在で常勤監査等委員1名（男性1名）、社外監査等委員3名（男性2名・女性1名）を配置しており、社外監査等委員はいずれも独立性のある監査等委員で構成しています。

監査等委員会による監査は監査方針および計画に基づき、内部統制システムを活用した組織監査を実施する態勢としています。なお、監査の実効性を確保するため常勤監査等委員を置き、取締役会、グループ経営会議、主要委員会への出席や意見具申、重要書類の閲覧、本部・営業店への往査、定期的な代表取締役・社外取締役との意見交換（原則年4回）、取締役および使用人からの報告・聴取などの方法により監査を実施し、経営判断ならびに業務執行の公正・適法性を確保する態勢としています。

### 監査等委員会の取組状況

委員長	常勤監査等委員
構成	監査等委員：4名（うち社外取締役監査等委員：3名）
社外取締役比率	75.0%
開催回数・平均出席率（2022年10月3日～2023年3月31日）	6回・100.0%

### 指名報酬委員会

取締役の指名報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に資するため、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会（任意の委員会）」を設置しています。

指名報酬委員会は、委員5名で構成し、代表取締役2名、独立社外取締役3名で構成しています。委員長は、指名報酬委員会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定しています。

### 指名報酬委員会の取組状況

委員長	社外取締役
構成	委員：5名（うち社外取締役：3名）
社外取締役比率	60.0%
開催回数・平均出席率（2022年10月3日～2023年3月31日）	5回・100.0%

2022年度指名報酬委員会の主な議題・審議事項（当社および中国銀行（以下「子銀行」）に関する事項等）	
指名関連に関する事項	報酬関連に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 指名報酬委員長の選定</li> <li>■ 取締役候補者の選任案</li> <li>■ 代表取締役の選任案</li> <li>■ 業務執行取締役の選任案</li> <li>■ 取締役の退任年齢上限および任期上限の設定</li> <li>■ 取締役の役員体系の改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 役員報酬制度の改定 現行の基本報酬（確定金額報酬）の見直し 新たな業績連動報酬（賞与）の導入 譲渡制限付株式報酬制度の導入 ストック・オプションの新規発行の取止め</li> <li>■ 子銀行の2022年度業績連動報酬（賞与）案の策定</li> <li>■ 取締役の報酬限度額の設定</li> <li>■ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定</li> <li>■ 2023年度の役員報酬案の策定</li> </ul>

### 取締役会の実効性評価

2014年度より中国銀行でおこなっていた取締役会実効性評価を2022年度からは当社においても実施しています。当社においても、取締役会の実効性を高めていくために、全取締役を対象として自己評価アンケートをおこない、そのアンケート結果に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価をおこなっています。また、社外取締役の適切な関与による取締役会のモニタリング機能の強化を図るため、アンケートの結果分析に基づいて代表取締役と社外取締役による意見交換会をおこない、深度ある議論をおこなっています。

認識した課題に対しては、改善に向けた継続的な取組みをおこない、取締役会の実効性の向上、コーポレート・ガバナンス機能向上に努めています。

2022年度の取締役会実効性アンケート回答からは、「社外取締役を含め、積極的な意見や活発な議論ができています」「社外取締役からの意見は、外部目線またはお客さま視点での示唆に富んだものが多く、有益な意見交換がおこなわれている」「資料の内容・ボリューム・専門用語への対応は毎年改善されつつある」等、概ね良好な評価が得られており、取締役会全体の実効性は十分確保されていると評価しています。

2022年度は、当社設立前の2021年度の中国銀行の実効性評価で抽出された課題である「重要な課題の十分な審議時間の確保」の対策として、年間を通じた可能な限りの議題数の平準化およびスケジュール設定の見直し等を実施しています。また「取締役会の構成員の多様化・適正化（女性取締役の増員等）」の対応策として、2023年6月に当社および中国銀行のそれぞれで、初の女性執行役員を選任をおこなう等、着実に進展が図られていると考えています。

今後の課題として、「サステナビリティに関する取組み、気候変動や環境変化への対応等についてのさらなる取締役会の関与」「社外取締役に対するグループ会社の経営状況の共有」等があげられており、対応策を検討のうえ取締役会のさらなる実効性向上に取組んでまいります。

主な評価項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取締役会の構成（取締役・社外取締役の人数・割合）</li> <li>2 取締役会の運営（開催スケジュール、開催頻度、資料の内容等）</li> <li>3 取締役会の議題（議事説明・進行、審議状況等）</li> <li>4 取締役会の支援体制（議案数、審議時間、議案の適切性等）</li> <li>5 株主のみなさま等のステークホルダーへの対応 等（株主のみなさまとの対話、サステナビリティ等）</li> <li>6 社外取締役の活動を支援する取組み（取締役の役割・責務、トレーニング等）</li> <li>7 取締役会の総合評価</li> </ol>
--------	--

### Ⅲ 役員報酬

#### 役員報酬制度

##### 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

当社では、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名報酬委員会での審議の結果を踏まえ、取締役会の決議により定めています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬は、グループ経営理念、経営ビジョン等に基づき、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割として十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、確定金額報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）および非金銭報酬（株式報酬）により構成するものとし、基準となる種類別の報酬構成比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬（賞与）：非金銭報酬（株式報酬）=4：1：1としています。

社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、独立性を確保するため、業績へのインセンティブに左右されない確定金額報酬としての基本報酬のみで構成するものとしています。

なお、当社は銀行持株会社として、子銀行である中国銀行と一体的な報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合には、報酬等を一定割合で按分するものとしています。

##### 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役全員の協議のうえで、本決定方針に基づき報酬案を作成しています。

報酬案については、公正性・透明性・客観性を強化するため、指名報酬委員会による審議・答申にもとづき、事前に社外を含む全取締役へ開示し、グループ経営会議で審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、本決定方針に基づき取締役会で決定する方針としています。

これらの手続きを経たのち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が上記決定方針に沿うものであると判断しています。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、本決定方針にもとづき、監査等委員会で決定する方針としています。

##### 役員報酬制度の概要

報酬の種類	報酬の限度額	対象の取締役	株主総会の決議時期
① 基本報酬（確定金額報酬）	240百万円	取締役 (監査等委員である取締役を除く)	2023年6月23日
	うち、30百万円	社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	2023年6月23日
② 業績連動報酬（賞与）	110百万円	取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	2023年6月23日
③ 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）	100百万円	取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	2023年6月23日
④ 基本報酬（確定金額報酬）	70百万円	監査等委員である取締役	2023年6月23日

#### 役員報酬体系

##### 基本報酬（確定金額報酬）

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬は、月額確定金額報酬とし、役位別に当社グループの業績・財務状況、同業他社および他業態の役員報酬の状況等を、総合的に勘案して決定する方針とします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月額確定金額報酬とし、同業他社および他業態の役員報酬も考慮しながら、決定する方針とします。

監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、月額確定金額報酬とし、当社の業務執行取締役の役員報酬、同業他社および他業態の役員報酬も考慮しながら、決定する方針とします。

監査等委員である社外取締役の基本報酬は、月額確定額報酬とし、同業他社および他業態の役員報酬も考慮しながら、決定する方針とします。

指名報酬委員会（任意の委員会）の委員を務める社外取締役については、一定額の報酬を上乗せるものとします。

##### 業績連動報酬（賞与）

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬（賞与）は、年度業績を重視した成果インセンティブであり、業務執行取締役としての職責に対応し、業績と報酬との連動性を明確にすることで、株主価値重視の経営意識を高めるものとします。

支給金額は、「親会社株主に帰属する当期純利益（以下「連結当期純利益」）」を指標とする業績連動テーブルに基づき、役位別に算出し、取締役会で決議のうえ、毎年一定の時期に支給する方針とします。

但し、連結当期純利益が75億円以下の場合には、支給しないものとします。

##### 業績連動テーブル

親会社株主に帰属する当期純利益	業績連動報酬（賞与）支給倍率
300億円超	2.0
275億円超～300億円以下	1.8
250億円超～275億円以下	1.6
225億円超～250億円以下	1.4
200億円超～225億円以下	1.2
175億円超～200億円以下	1.0
150億円超～175億円以下	0.8
125億円超～150億円以下	0.6
100億円超～125億円以下	0.4
75億円超～100億円以下	0.2
75億円以下	0.0

##### 非金銭報酬（株式報酬）

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬（株式報酬）は、譲渡制限付株式報酬とし、当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強め、取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果ならびに株主と利益を共有することによって中長期にわたる株主価値向上の経営意識を高めるために当社の普通株式を毎年一定の時期に割り当てる方針とします。

譲渡制限付株式報酬の割当数は、役位別に定めた基準額と割当時の株価水準に基づき、役位別に算出し、取締役会で決議のうえ、毎年一定の時期に割り当てるものとします。

### Ⅲ 役員報酬

#### 役員報酬の総額等

#### 役員報酬の総額等

2022年度(自 2022年10月3日 至 2023年3月31日)の役員の報酬等は下記のとおりであります。

役員区分	対象となる 役員の員数(人)	報酬の総額 (百万円)	基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬
			(確定金額報酬)	(賞与)	(非金銭報酬)
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	4	32	32	—	—
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	1	12	12	—	—
社外取締役	4	14	14	—	—

1. 役員の期末人員は社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名、社内取締役(監査等委員である取締役)1名、社外取締役(監査等委員である取締役)3名の合計9名です。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、当社定款附則第2条第1項により、確定金額報酬のみで構成するものとし、その総額は年額110百万円以内としています。
3. 監査等委員である取締役の報酬は、当社定款附則第2条第2項により、確定金額報酬のみで構成するものとし、その総額は年額40百万円以内としています。
4. 当社定款については、2022年6月24日に開催されました株式会社中国銀行の第141回定時株主総会においてご承認いただき、2022年10月3日の当社設立時に成立しております。なお、当社設立時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名(うち社外取締役は1名)、取締役(監査等委員)の員数は4名(うち社外取締役は3名)です。

※なお、役員ごとの連結報酬等については、総額が1億円以上である者が存在しないため記載していません。

### Ⅳ 取締役

#### 取締役の役割・責務

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)は株主のみなさまに対する受託者責任を自覚し、善管注意義務ならびに忠実義務に基づき、ステークホルダーのみなさまの利益を考慮し、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために行動します。取締役会では積極的に意見を表明し、建設的かつ活発な議論を尽くし、議決権を行使いたします。

また、自らの役割と責務を適切に果たすため、必要かつ十分な情報収集を図り、期待される能力を発揮して業務を執行するとともに、取締役会の構成員として、代表取締役および他の業務執行取締役の業務執行を監督します。

#### 取締役の選任

取締役会は専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成されることが重要であり、グループ経営理念、経営ビジョン等にもとづき、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待でき、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している人物を取締役候補者としています。

候補者の選任には、社外を含む全取締役が候補者の評価ならびに推薦をおこない、その結果を尊重し、代表取締役全員の協議のうえで選任議案を策定しています。選任議案については、公正性・透明性・客観性および適時性を強化するため、指名報酬委員会による審議・答申にもとづき、事前に社外を含む全取締役へ開示し、グループ経営会議で審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会で決定しています。

#### 取締役のトレーニング

取締役は、当社の経営の一翼を担うものとして期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や更新等、自己研鑽に努めています。

当社は、取締役がその役割・責務に対する理解を深めるために必要な知識の習得や更新等の研鑽に適合したトレーニングの機会を提供するとともに、その費用を負担しています。

#### 社外取締役

氏名	選任理由および期待される役割の概要	期待する分野
福原 賢一	アメリカ国際経営学修士(MIM)を取得し、野村證券(株)の取締役、(株)ベネッセホールディングスの代表取締役社長・代表取締役副会長を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。	企業経営
西藤 俊秀	花王(株)取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を担当する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しており、2016年6月に(株)中国銀行の社外取締役監査等委員に就任し、2022年10月の当社設立時からは当社の社外取締役監査等委員を務めております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で当社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。	企業経営
田中 一宏	長年にわたる公認会計士および税理士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な経験と高い見識を有しており、2017年6月に(株)中国銀行の社外取締役監査等委員に就任し、2022年10月の当社設立時からは当社の社外取締役監査等委員を務めております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で当社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。	財務会計
清野 幸代	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務および男女共同参画に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、2020年6月に(株)中国銀行の社外取締役監査等委員に就任し、2022年10月の当社設立時からは当社の社外取締役監査等委員を務めております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で当社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。	法務

上記4名の社外取締役全員について、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。